

「新宿区自殺対策計画」（素案）の作成及び パブリック・コメントの実施について

「新宿区自殺対策計画」については、区長を会長とし、関係部長を委員とする「新宿区自殺対策推進会議」にて内容の検討を進めるとともに、学識経験者・自殺対策関連団体等の外部委員で構成される「新宿区自殺総合対策会議」から意見をいただきながら、平成31年3月の計画最終決定を目途に策定作業中である。

このたび、自殺対策推進会議等での検討結果を踏まえ、別添のとおり「新宿区自殺対策計画」（素案）を作成し、これについて、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、広く区民からの意見を求める。

記

1 「新宿区自殺対策計画」（素案）の概要（別紙1のとおり）

(1) 計画策定の趣旨、位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するもので、これまで区が自殺対策として取り組んできた相談体制の強化やネットワークの活用等を更に進め、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して、区を挙げて自殺対策の推進を図る。

(2) 計画期間

平成31年度から平成34年度までの4年間を計画期間とし、その後は5年に一度を目安に、内容の見直しを図る。

(3) 区における自殺対策への取組

区では、区の自殺の現状や実態を分析するとともに、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」を参考として、すべての区市町村が共通して取り組むべきものとされている「基本施策」と、新宿区の自殺の実態を踏まえた「重点施策」にまとめ、総合的に自殺対策の取組を進めていく。

2 パブリック・コメントの実施

(1) 実施期間

平成30年11月25日（日）～平成30年12月10日（月）

(2) 周知方法

11月25日(日)から区ホームページにて素案全文を掲載して周知を行う。
また、11月25日号の「広報しんじゅく」で周知を行う。

(3) 閲覧場所

以下の場所で閲覧に供する。

健康政策課、保健センター、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、
区立図書館

(4) 意見提出方法

健康政策課にて、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページで受け付ける。(別紙2のとおり)

3 今後のスケジュール

平成30年11月14日(水)	福祉健康委員会へ報告
11月25日(日)	「広報しんじゅく」で周知 パブリック・コメント開始(区ホームページによる周知)
12月10日(月)	パブリック・コメント終了
平成31年2月上旬	自殺対策推進会議にパブリック・コメントに対する区の 考え方を報告、計画案の最終確認
3月1日(金)	政策経営会議 計画決定(予定)